徳島県内水面漁場管理委員会指示第二号

び期間において水産動植物を採捕すること及び漁場の使用を禁止する。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項の規定により次の区域及

令和四年十月七日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 野 司

## 禁止する区域

- メートル地点から距離標二十一・○キロメートル地点までの区域のうち標識によって 吉野川のうち阿波市吉野町西条字東須賀地先の左岸国土交通省距離標二十・六キロ
- 囲まれた区域
- 2 の区域のうち標識によって囲まれた区域 勝浦川のうち徳島市丈六町地先の丈六堰から小松島市江田町越前地先の江田橋まで
- 3 ら距離標六 那賀川のうち阿南市上中町中原地先の国土交通省距離標六・四キロメートル ・六キロメートル地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域 が地点か
- から距離標十四・四キロメートル地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域 那賀川のうち阿南市吉井町吉井地先の国土交通省距離標十四・二キロメートル地点
- の地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域 海部川のうち海部郡海陽町多良地先の海部川と母川の合流点から上流へ千メー

## 禁止する期間

吉野川

令和四年十一月十一日から同年十二月三十一日まで

勝浦川

令和四年十月十一日から同月十九日まで及び同年十一月十一日から同月三十日まで

那賀川

令和四年十一月十一日から同月二十八日まで

海部川

令和四年十一月十一日から同月三十日まで